

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案等の概要

1 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案

(1) 改正の趣旨

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和2年法律第33号。以下「改正法」という。）が令和2年5月29日に公布され、同法律の一部（第2条改正関係部分）は、公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされている。

本政令案は、改正法において、弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度が創設されること等に伴い、関係政令の整備を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度が創設されることに伴い、同法人の登記に関する手続を定めるため、所要の改正を行うもの。

- ・組合等登記令（昭和39年政令第29号）

イ 弁護士・外国法事務弁護士共同法人が弁護士法人と業務範囲を同じくすることを踏まえ、弁護士法人を定める部分に弁護士・外国法事務弁護士共同法人を追加するもの。

- ・住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）

- ・資産の流動化に関する法律施行令（平成12年政令第479号）

- ・投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号）

- ・信託業法施行令（平成16年政令第427号）

ウ 弁護士・外国法事務弁護士共同法人に関する改正が新たな士業法人制度の創設であることを踏まえ、同法人を各種政令における特定の規制対象に含め、又は特定規制の対象から除外するもの。

- ・信託業法施行令（平成16年政令第427号）

エ 「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法」の題名の改正及び枝番の修正によるもの。

- ・外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法関係手数料令（昭和62年政令第30号）

- ・公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成17年政令第146号）

- ・消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行令（平成27年政令第373号）

(3) 施行期日

改正法の施行の日（令和4年11月1日）から施行する。

2 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案

改正法の施行期日を、令和4年11月1日とする。